

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例

岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開示の実施)</p> <p>第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については<u>その種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法</u>により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については<u>次に掲げる方法</u>により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>
<p>2～4 [略]</p> <p><u>(費用負担)</u></p>	<p>(1) <u>閲覧若しくは視聴又は複製物の交付</u></p> <p>(2) <u>紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>(手数料の徴収等)</u></p>
<p>第21条 <u>開示請求を行い、文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、議長が定める額の当該交付又は当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	<p>第21条 <u>開示請求をする者又は公文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>開示請求に係る手数料</u> 開示請求に係る公文書1件につき300円</p> <p>(2) <u>公文書の開示の実施に係る手数料</u> 開示を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合においては、その合算額。以下この号及び次項</p>

において「基本額」という。)。ただし、基本額（第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定に基づき更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の公文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の公文書を1件の公文書とみなし、かつ、当該複数の公文書である公文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の公文書である公文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の公文書である他の公文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一のファイル（公文書の管理に関する条例第5条第2項に規定するファイルをいう。）にまとめられた複数の公文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の公文書

3 手数料は、第11条各項に規定する通知があった後速やかに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 公文書の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、議長が定める方法により納付しなければならない。

附 則

[略]

別表（第21条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	金額
--------	----------	----

附 則

[略]

文書又は 図画	1 乾式の複写機による写し（ 日本産業規格A列3番の大き さまでのものに限る。）の交 付	白黒	1枚につき10円（両 面に複写した場合に あつては、20円）
		カラー	1枚につき40円（両 面に複写した場合に あつては、80円）
	2 1に掲げる以外の写しの交付		当該写しの作成に要 する費用に相当する 額
電磁的記 録	1 複製物 の交付	ア 光ディスク（日本産業 規格X0606及びX6281に 適合する直径120ミリメ ートルの光ディスクの再 生装置で再生することが 可能なものであつて、 700メガバイトのものに 限る。）に複製した複製 物	1枚につき80円
		イ アに掲げる以外の複製 物	当該複製物の作成に 要する費用に相当す る額
	2 紙その 他これに 類するも のに印字 し、又は 印画した	ア 乾式の複写機 による写し（日 本産業規格A列 3番の大きさま でのものに限る 。）	白黒
		カラー	1枚につき40円（両 面に複写した場合に あつては、80円）

		<u>ものの写</u> <u>しの交付</u>	<u>イ</u> <u>ア</u> に掲げる以外の写し	<u>当該写しの作成に要</u> <u>する費用に相当する</u> <u>額</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩手県議会情報公開条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後にされた岩手県議会情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。